

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 令和4年2月21日(月) 開会 9時30分
閉会 10時30分
2. 場 所 議事堂(議場)
3. 付議事件 ①国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
(令和4年陳情第1号)
②神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
(令和4年陳情第2号)
③二宮町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
(令和4年町長提出議案第6号)
④二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(令和4年町長提出議案第7号)
4. 出席者 根岸委員長、羽根副委員長、小笠原委員、前田委員、一石委員
善波議長
- 執行者側 ①②教育部長、教育総務課長、教育総務課課長代理、
教育総務班長
③町長、副町長、健康福祉部長、子育て支援担当課長、
子育て支援班長
④町長、副町長、健康福祉部長、福祉保険課長、国保年金班長
- 傍聴議員 7名
一般傍聴者 0名
5. 経 過

①国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情(令和4年陳情第1号)

②神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情(令和4年陳情第2号)

委員長

初日の本会議で付託された案件について審査する。国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情、令和4年陳情第1号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情、令和4年陳情第2号を一括議題としたいと思うがご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、陳情第1号と2号を一括議題とする。

本陳情について議会基本条例第15条の規定により陳情者の意見を聞くが異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認める。本陳情は神奈川私学助成をすすめる会の代表の長谷川正利様より提出されている。本日は代理人として柳原様に出席いただいている。趣旨説明等は事前に配布しているので、ただちに質疑に

移らせていただくが、柳原様より 1 か所訂正があるそうなので発言をお願いします。

柳原様

神奈川私学助成をすすめる会の柳原です。横浜の私立学校で教員をしています。事前に送らせてもらった説明文のうち県の陳情の 8 行目で、文科省の私立小中学校補助についてだが今年の夏には、となっているが国にもあるとおり 2017 年からということなので訂正をお願いします。

委員長

分からない方はいるか。補足説明文の 8 行目である。

<陳情者に対する質疑>

前田

たくさんの資料の提出に礼を言う。神奈川県に私立高校は何校あるのか。その中で私の調査では慶應義塾湘南藤沢高校の 86 万円をはじめとして 60 万円以上の学校が 4 校、以下 50 万円台が 6 校、45 万 6 千円までの 16 校が平均の 44 万円台を超えていると思うが、平均以上の学校は何校あるか。神奈川県の私立高校の授業料の平均は東京都に次いで全国第 2 位である。施設整備費も全国的にみて上位にあると思う。授業料と施設整備費を合計した額及び入学金の額も全国トップ、あるいはそれに近い位置にあると思うがいかがか。全国的にみて神奈川県の私学ではこれだけ高額な施設整備費、授業料、入学金にしている理由を聞かせて欲しい。教職員の給料等について公立に比べ低額な学校が多いと思うが、授業料等が高額の学校の教員の話を見ると、新卒採用の給料等が高額であると聞いている。生徒が納入する額が高すぎるのではとも聞いている。現在通学する生徒の納入額は妥当であると思うか。学校によっては高額な施設整備費を納入させ、人工芝のグラウンドを作ったが特定の部活動所属の生徒だけが使用し、その他の生徒はグラウンドに立ち入ることすらできないと憤慨していた保護者の話を聞いたこともあるがいかがか。私学は民間企業と同じで企業努力をし、経費の無駄を省き、少しでも低額な授業料等により生徒の負担を軽くしていくことをしているのだろうか。いかがか。学校によっては名声を高めるために特定の生徒を勧誘し、授業料等納入金を全額無償で、なおかつ奨学金まで与えている学校があるがこのような制度を廃止すれば、一般生徒の負担を減額できると思うがいかがか。

柳原様

授業料が平均より上回っているところは、神奈川県内の私立高校は 80 校だったと思うが、授業料も様々で、先ほど話に出ていた授業料と施設整備費というのも学校によってまちまちである。実は県の私学振興課も学費が非常に分かりにくいと言っているのを聞いたことがある。様々な名目で学費を集めているというのが現状で、非常に高い学費もあるが、数に関しては手元に資料がないのだが議員が調べたとおりではないかと思う。県の方は今年度まで県内の私立高校の平均授業料を 44 万 4 千円というふうに出しているが、先々週に次年度の予算が発表されて県内の平均額が 45 万 6 千円ということで、その額が補助されることになった。神奈川の授業料、施設費、入学金が全国でトップレベルということはまさにその通りだと思う。授業料と施設費を合わせて入学金を除いた

額が、記憶だと全国二位ではないかと思うが、この理由は様々だと思う。都市部にあってもお金がかかることもあるが、理由の一つに助成金の制度が全国的に低いということもあり、経常費が高いこともあって、それも一つではないかと思う。教員の給料に関しては新卒が高額だというような話だったが妥当かどうかは難しいが、今は私立も公立も教員の確保が非常に難しくなっている。学校の教員の働き方が非常にブラックだということにより、教員を志望する学生が減っているという現状がある。私立でも募集しても教員の採用が思うようにいかず、それを確保しようとして初任給を高めに行っているという学校も、もしかしたらあるのかもしれない。人工芝を特定の生徒にとということだが、この辺の私立 80 校は、学校により事情が違っているところがある。私は学校の施設は全生徒に使えるように保障されるのが理想だと思うが、現実的に一部の学校でそういうことがされているのは、考えていかなければならないところだと思う。無駄を省く努力をしているかということだが、これも学校によってまちまちで、私たちの把握しているところではかなり余裕をもって財力を蓄えている学校もあれば、うちの学校のように一年一年自転車操業のようになんとかして、冬の経常費が入ってこないと教員の一時金が払えないというようなことも聞いている。実際のところは各学校が経営の努力をすべきだと思うが、実情はまちまちである。名声を高めるために無償というところでは、全ての生徒に経済的な心配なく学ぶ権利が保障されるべきものだと考えるが、その一方で私立の学校もコロナをはじめとして、不景気のため生徒を集めるのに苦労している。その一環でこういうふうに行っている学校もあるかと思うが本来は私学助成、教育費というものは全ての生徒に保障されるべきものであると、私自身考えている。

前田

ただいまの答弁を伺っていると、今年 4 月より神奈川県では私立高校無償化をより一層拡充していく。大半の学校が国及び神奈川県の補助金支援金で授業料、入学金等はほぼ無償化されていくと思うがいかがか。

柳原様

神奈川県に関して入学金補助については、年収 750 万円未満までは 10 万円補助で、非課税世帯までは 20 万 8 千円の補助で、これがほぼ平均の入学金になる。非課税世帯までは入学金は無償で、入学金はもちろん学校ごとに違う。年収 700 万円未満の世帯まで次年度から 45 万 6 千円の平均授業料が出るということで、ここがどれくらいの割合になるかということだが、以前は文科省が県ごとに教えてくれていたが、今は個人情報問題でなかなか数字を聞かせてもらえない。700 万円未満の世帯で私立高校に行っている家庭は 5 割にはいかず、4 割台だと考えている。東京や埼玉では 5 割前後は無償になっていると聞いている。東北や九州だと 7、8 割が無償になっている。東京や神奈川の都市部は残念だが、ある程度裕福な家庭でないと、私立へ行けないという現状があると思う。

前田

県西の方はほぼ無償化になっていると思う。ごく一部の裕福な家庭でないと進学できないような学校はこちらの地区では無く、藤沢より以東の学校に限られてくるのではないかと判断している。県の方は子どもが 3 人以上だと年収 800 万円以上 910 万円未満の世帯にも、新たに学費補

助として7万4400円が支給されることになった。就学支援金と合算した補助額は19万3200円ということで、対象者を700人と見込んだ予算を計上する。そういった点からもこれ以上県に要求していくというのは、非常に厳しい財政の中で難しいのではないかと思うが、その点いかがか。確かに裕福な家庭でないと行けない学校は数少ないと思うが、その点について伺いたい。

柳原様

ご指摘の通り県内での横浜、川崎などの都市部と西の方の地域では事情が違っていると思う。説明文にも入れたが、たしかに県西の方は公立志向が高くて、公立に合格しなかった子が私立にいかざるをえない現状がある。こちらに書いたが、横浜の都市部の方でも私立に通う母子家庭や父子家庭が増えてきて、必ずしも裕福だから私立に行っている現状でもない。ご指摘のとおり、これまで神奈川県は多子加算制度がなかったが、次年度から新しく多子加算制度ができることは、非常に大きな意味のあることだと思っている。ただその対象が15歳以上23歳未満の3人以上というところで、先ほど700人という数字が出ていたが、かなり限られたもので、双子や年子であるとか狭い範囲でないと合わないということなので、できたことは非常に大きいですが、足りないところを拡充していく必要があるのではないかと思う。これ以上の県への要望はということだったが、神奈川は人口も多いところなので大変さはあるが、一方で私立高校の経常費の一人当たりが全国43位で、昨年度岡山を抜いて44位に上がり、今年度京都を抜いて43位で、毎年少しずつ改善されているが、まだまだ国の基準額に届いていない。国に関しても毎年少しずつ改善されてはいるが2、3年前に防衛費が教育費を上回ることがあった。限られた財源の中ではあるが、やはり子どもたちを育てる教育にかけてほしいということが根底にある。

一石

公教育を支えるのは法律上決まっているので、私立学校が公教育で取りこぼしたところを支えているという事実があると思う。私立学校においてコロナの影響は子どもたちにあったのか。

柳原様

直接的な影響をつかむのは難しいが、2010年度に就学支援金で高校の無償化が始まったころは、年間の経済的な理由で退学する生徒の割合が0.04パーセントから次の年に0.02パーセント、さらに次の年は0.01パーセントということで今はもっと下がっていると思う。これは就学支援金の成果が出ている。退学者が減ってきた一方で、ここ1、2年でコロナ禍による不況の中で、退学した生徒が少しずつ増えてきているということを全国で聞いている。影響は出ているのではないかと思うのと、コロナでオンライン授業をする場合にICT機器、タブレット等が全部揃えばよいが、そこが揃えられないということがあると、経済的な差が教育の差になるのでそういう課題もあるのかと思う。

一石

激甚化する災害を考えても大きな施設、それを支えるという意味でも施設を強靱化する助成も必要であると考えているが、耐震化については私立の学校はかなり進んでいるのか。

柳原様

これも学校ごとに違いがあると思う。実際には学校によっては老朽化している施設もあるなかで、県では借りたお金に対する利子補給の制度はあるが、助成制度はない。そこがないので建て替えたくても建て替えることができない学校はいくつかある。

一石

前田議員の質問にもあったが、かなり特色を出すためにお金を持っていたり、使ったりする学校がある一方で、公立高校で取りこぼした子どもたちを支える学校という点では、経済的にも苦しい状況なのではないかと思うが、全部おしなべた支援ではなくて、そういう子どもたちを支える学校補助という仕組みは整ってきているのか。

柳原様

学校ごとにくる経常費の金額があり計算式があって、生徒数、クラス数、教員数とかそれらに基づいて学校ごとに数字が出ている状況があるが、一部の県例例えば愛知県などは専任が多い学校に補助が多いとか、そういう制度がある県もある。子どものため、教育のためにお金を使っている学校に手厚く補助が出されるような制度になると、それは理想的である。言葉は悪いが貯めこんでいる学校より教育にお金を使っている学校に、補助金を出すような制度ができればよいと思っている。ここ何年か私学振興課にそのような制度はどうかと要請しているが、まだそこまでいっていないのが現状である。

小笠原

私たちの町では、医療費の無償化についても今年 10 月から親の収入に関わらず、中学 3 年生まで無償化する予定である。高校まで無償化というなら親の収入とか極端に多い方はともかく、年収 700 万と 750 万がどう違うのかというのがある。所得区分で補助は分かれるが、私の友人に聞くと 700 万をちょっと超えたからといって裕福とは言えず、まして大学に行くなら貯金とかもしなければならぬ。そこで年間の補助額が違うというので 2、30 万増えるのなら、収入的に働かないほうがよいとなる。学校に行くのにも補助が違うとなると矛盾していると思う。国だか、県だかで収入 700 万までは 45 万 6 千円で 750 万だと 19 万 3,200 円という算出の根拠は、どういうふうなのか。

柳原様

700 万と 750 万の違いは全国各県で、「がけの問題」と言っているがここを越えたらもらえなくなってしまう。そこをどうするのが非常に問題だとして国や県に迫っている部分である。保護者の声を聞くと、「生活が苦しくて共働きを始めたら所得制限を超えてしまい、もらえなくなった。頑張ってももらえなくなってしまう。」という矛盾を聞いたことがある。所得制限の基準は県によってさまざまだが、国の 590 万円という就学支援金の数字は、確か旧民主党政権の時に全員に出ていた就学支援金が 590 万円、上の方を削って下に足す時の数字をもとに算出した数字が 590 万円だったと記憶している。県の方も確か 700 万という数字は第一子が私立にいる高校一年生の家庭の所得の平均が、700 万だったという説明を県から聞いた覚えがある。少し曖昧で申し訳ない。

- 小笠原 「がけの問題」で私学助成の補充を求める団体の動きとして、大きなテーマだとしたらもっと説得力のある、そこに特化した説明をしていただけるように望む。私学助成の拡充を求める意見書をいろいろなところに出していると思うが、それなりの効果は上げているのか。
- 柳原様 陳情書にも書いたが、市町村議会でやってくれるところと、くれないところがある。中にはもう達成されたのではないかと、改善されているところを見ることもある。一方で国も県も財政が厳しい中、少しでも改善されているのは、一部の市町村が意見書を出してくれることが追い風になっていると思う。できれば最終的には、全 33 市町村に出していただくことが目標である。
- 小笠原 うちの町は去年の議会運営委員会で、もう達成しているから取り上げる必要がないと陳情の審査が無かった。今年は委員会のメンバー構成も変わったということもあり審査することになったが、もう達成しているという意見もあった。去年は意見書をあげた自治体はいくつか。
- 柳原様 資料に少し載せたが、一昨年までは3分の1の市町村で11、12市町村がやっていたが去年は6市町村に減ってしまった。これではいけないということで今年は強めなければいけないと思っており、今年度は先週大磯町で趣旨採択され9市町村まできている。今日、二宮町以外に小田原市でもあり、別の教員が午後口頭陳述で行くことになっている。
- 小笠原 分かった。
- 委員長 他に質問のある方いるか。なければ、これにて陳情者への質疑を終了する。

< 執行者側への参考質疑 >

- 一石 コロナ禍で貧困が進んでいて、その中で進学を準備しているところだが、私立は前もってお金を払わないといけないと町民の方から情報をいただいたが、補助について進学前の子どもたちや保護者に説明がなされているのか。確実に補助が繋がっている状況か。
- 教育総務班長 保護者への周知に関しては町の広報で年に2回、学校を通して周知している。また社協にもチラシ等を置かせていただき必要な周知はしている。
- 教育総務課長 今の議員の質問だが私学助成の件かと受け止めている。陳情者の方が説明した国や県の支援については進路指導の時期に全生徒分、受験生の人数分のチラシが神奈川県から送られてくる。全生徒に配布して進路指導に充てている。
- 一石 それは個人面談の時に、その子の状況に応じて丁寧に説明されるのか。

教育総務課長代理

個人面談の時だが、家庭の状況まで学校の先生にどこまで相談されるのかということはある。もし相談が来た場合は、全職員が私立の助成の件は把握しており、面談の前から資料として持っている。資料をもとに、このような制度があり、世帯年収までは聞けないが、このような助成がもらえるという説明等はしている。

一石

進路指導をする時の福祉との連携はどうか。外国籍の保護者の方々は、そういう情報についてなかなかアクセスしにくいのではないかと思うがいかがか。私学に進むハードル、今陳情に上げられているような問題を保護者の方から相談を受けることがあったのか。

教育総務課長代理

福祉との連携だが日常的に生活が厳しいご家庭等含めて、福祉と情報交換をしている。そこを踏まえたうえで、教員は面談や進路指導にあたっている。外国籍の方で保護者の方が、日本語が厳しい方は事前に分かっているので資料を用意したり、翻訳した資料を提供したり各学校で対応しているところである。今回のようなご相談については学校の方で特に大きく問題になるということは、聞いたことがないという現状である。

休憩 10時07分

(傍聴議員の質疑：渡辺、松崎、各議員)

再開 10時20分

<意見交換>

小笠原

前田委員にお伺いしたい。もうすでに十分に拡充しているというお考えだと思うが、先ほどから700万円未満と750万円未満と50万円しか年収の目安が違わないのに、700万円未満は授業料補助金額が高等学校等就学支援金と学費補助金合わせて45万6千円のところが、50万円の収入があるために19万3,200円になる。50万円の差でこんなに差がつくところでは、コロナの10万円の国の補助は940万円が目途だったと思うが、そのくらいまでは一律一緒でよろしいのかと思うがいかがか。

前田

各世帯の年収、子どもの数は関係なく最大限の支援金、補助金等が出ていてそれは出すべきだと思う。

小笠原

同じ考えでよかったと思う。

<討論>

前田

陳情第1号、2号に対し反対の立場で討論する。国は2020年度から学費の自治体間格差をなくすために、私立高校の無償化を進めている。現在でも国や自治体の制度を利用すれば、公立高校と変わらない費用で通学することができる。世帯年収が低い家庭でも過度に私立高校への進学を心配する必要がなくなっている。神奈川県においてコロナ禍で

厳しい財政の中、新型コロナの収束が見通されないなかで家計も厳しい、教育費負担の大きい多子世帯を支援するために、本年4月より私立高校の生徒の授業料の実質無償化を拡充していく。高校の他中等教育学校の後期課程で、新たに年収800万円以上910万円未満の世帯に学費補助として7万4,400円を支給する。就学支援金と合算した補助額は10万3,200円となる。このように神奈川県では私立高校の無償化において、段階的に補助を拡充してきている。今後も拡充していく方向にある。先ほどの質問に対する答弁を伺うと、私学側では何も策を講じずという用語弊があるかもしれないが、ただ単に補助額を増額すべきだと主張しているにすぎないのではと思う。保護者の負担を減らすべく策を講じず、ただ単に助成額を増やせでは承服できかねる。国や神奈川県では厳しい財政の中、現在できる限り最大限の助成をしているのではないかと思う。よってこの陳情には反対する。

小笠原

賛成の立場で討論する。高校までの学費の無償化は神奈川県西部では公立高校志向が高く、入れなかった場合が私立ということが多く中で、両親が共に働くと軽く年収700万円は超えてしまうので、その部分において支援できるようにすべきだという考えで、今回の陳情に賛成する。

羽根

陳情第1号、2号に対し反対の立場で討論する。国、県は令和4年度拡充を進めているところである。私学ということで学校側の努力を今一度考えていただきたいと思う。国や県が私学全体をどこまで支えるのかという観点からみると、今の段階では反対とさせていただく。

一石

陳情第1号、2号に対し賛成の立場で討論する。私学を支えるのは基本ではないかと思うし、これをされていないのは事実であると思う。公立と私立の保護者の負担に格差があるのは事実だと思う。国は先進国としての教育費を国民に頼っている。国が教育費を支え、私学を支えることを進めるべきだと思う。私学の多様な教育理念を生かした教育、個性を生かす、公立の教育が今大きく取りこぼしているところを支え、しっかり助成することを進めるべきである。神奈川県が他の自治体と比べて補助が弱いのに良いとする正当な理由が全くないと考えている。生徒、保護者からの強い要望があることからこれもこれに賛成する。

<採決>

委員長

陳情第1号を採決する。陳情第1号を採択することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手少数) …2対3

賛成：小笠原・一石各委員

反対：羽根・前田・善波委員

賛成少数である。よって陳情第1号は不採択と決定する。以上で陳情第1号の審査を終了とする。

陳情第2号を採決する。陳情第2号を採択することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手少数) …2 対 3

賛成：小笠原・一石各委員

反対：羽根・前田・善波委員

賛成少数である。よって陳情第 2 号は不採択と決定する。以上で陳情第 2 号の審査を終了とする。

休憩 10 時 30 分

再開 10 時 40 分

③二宮町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 6 号）

<補足説明>

委員長

執行者側から補足説明等は、事前に配布されているので、これより質疑に入る。

<質疑>

前田

医療費助成については誠に良いことだと思うが、4 月から導入していかない理由について伺う。

子育て支援班長

4 月から導入の件だが、今回の条例改正であつたり規則の改正があつたりと、いろいろな手続きがある。それに向けての準備を重ねている中で一番 10 月が適切であろうということで 10 月にさせていただいている。

前田

その手続きの問題なら 10 月にしろ 4 月に遡って支給することはできないのか。

子育て支援担当課長

いろいろな手続きがあり、町の中の手続きもそうだが町民の方への周知や医師会へのお知らせ等もあり、最短でも半年はかかるということで 10 月にさせていただいた。

前田

今の答弁だと答えになっていない。遡って領収証をもとに支給することはできないのかと質問した。遡ってということに対する回答が無かったがいかがか。

子育て支援担当課長

医療費に関してだが、様々な医療制度、社会保険や国民健康保険の制度の関係もあるのでなかなか遡りで行うのは難しい点があり、10 月からとさせていただきたいと思っている。

前田

確定申告に際しても医療費補助に対して、この時期に一年間分まとめて確定申告をしている。1 月から 12 月分を 2 月に出すわけで、それで還付される。何も難しいことではない。私が考えていたのは 4 月当初では税収が無く、財政が厳しいので 10 月から支給すると解釈していた。税収が入った後ならば、4 月に遡ってでも書類の手続き等そんなにかかるわけがないと思っている。もし半年かかったとしても、遡っての支給は十分可能だと思うが、なぜ不可能なのか改めて説明していただきたい。

健康福祉部長

遡りということだが、基本的に小児医療の場合医療証を渡して現物支給というかたちで、実際にその場でお金を払わないということを原則でやっている。そこを遡って4月からということだが、10月にしたのは医療証を皆さんにお届けして、医師会やその他の関係機関との事前調整をすませたうえでスムーズに行くということで、これまでもいろいろな小児医療の制度改正というのは、10月スタートという形で進めてきた。4月に遡って償還払いということで領収証を全部取っておいていただき、それを請求してやるというのは、町の事務手続きでもそうだが町民の方にとっても相当煩雑な部分があり、領収証をなくしてしまうということもあると思う。そういった実用運用面を含めて半年間準備期間を取って、10月から新しい医療証でスムーズにスタートしたいということで設定した。

羽根

資料4の改正後の対象者の3条の2の下線のところだが、「住民基本台帳に記録されている者又は町の区域内に居住する者で町長が特に必要と認めるもの」の意味と、どういう方がそれにあたるのか教えていただきたい。

子育て支援班長

DV被害や大規模災害等で避難して来る方などが、町内に居住実態があるにもかかわらず、住民票の異動手続きが困難で特別な理由がある方を対象に加えるためのものである。

羽根

異動困難というのは住民票を変えるタイミングで住んでいるが、まだ変えられていないということか。

子育て支援班長

変えられる方、変えられない方がいらっしゃると思う。変えられない方を対象にするためのものである。

一石

これは進めていただくしかないと思うが、小児医療の無償化をこの町で進めてきたが、受診率につながったというデータがあるか。コロナ禍に医療につながる子どもたちが増えているかどうか、そのような情報があれば伺いたいと思う。

子育て支援担当課長

こちらの医療費助成制度で、明確に受診率が上がったかを見るのはなかなか難しい。いろいろ拡充をしていく中で受診されて助成額が上がっているようなところもあるので、有効に活用いただいているのかと考えている。コロナの関係だが、直接コロナの関係で受診率が下がっているかどうかを見ることは難しいと思う。今年度の状況だが昨年度よりも助成額が増えているので受診控えみたいなものは、徐々に解消されていきつつあるのかというふうに感じている。

一石

コロナ禍で病院に行く子どもたちが増えていると思うが、この原因についてどのように考えるか。

子育て支援班長

先ほど課長から話があったように受診率がコロナで増えているという

よりは受診控えがなくなってきている。去年に関しては受診控えがあつて、だいぶ受診率が落ちてしまつたが、今年はそういうものがなくなってきて、皆さん受診しているような状況なので、昨年度に比較すると今年度は上がつてきている。

一石 そういう状況について医師会と情報共有とかする機会はあるのか。

健康福祉部長 医師会の先生とはコロナの関係やワクチン接種のこともあるので、定期的に打合せをしている。医師会の班会等もあるので、そういった時にコロナの対応を含めて情報交換しているところである。

委員長 町長が認めるものというところで、DV や大規模災害の避難者の異動手続きが困難となるためとの理由に対するものだと思うが、時期的に影響額としてはもう何年も前から言われた額と変わらないと思う。この時期にこの理由を出してきている根拠というのか、理由の詳細を教えてください。現状であるのかとか。これからこういう課題が見込まれるとか。

子育て支援班長 なぜ今この時期かということだと思うが、大震災が起こった時も国が特例で認めるようにという通知がこちらにも来ていた。そういった方々を今回の改正に合わせて対象に加えさせていたかどうか、このタイミングになったというところである。

休憩 10 時 53 分

(傍聴議員の質疑：渡辺、松崎議員)

再開 10 時 59 分

< 討論 >

なし

< 採決 >

委員長

議案第 6 号を採決する。議案第 6 号を原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よつて、議案第 6 号は可決された。以上で議案第 6 号の審査を終了とする。

休憩 10 時 59 分

再開 11 時 01 分

④二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 7 号)

< 補足説明 >

委員長

執行者側から補足説明等は、事前に配布されているので、これより質疑に入る。

<質疑>

一石

このコロナ禍で子育て世代の貧困が広がっており、子どもの貧困が進んでいる状況があると思うが、今回の改正は国の方針によるということだが町独自としてもっと進める方策が必要だと思うがいかがか。

国民年金班長

今回は国の方針ということでこのようにさせていただいた。町独自で考えはないのかということだが、財源の確保ができない減免や軽減は結果として他の被保険者の方の保険税に転嫁するしかないところなので、こういったことに関して算定にあたり被保険者によって、不利益が生じないように慎重に検討はしていきたいと思っている。

一石

そうなるといくつもある福祉施策の中でこれを考えていくということで、よろしいか。

国民年金班長

他の福祉政策も含めた形で検討していきたいと思っている。

休憩 11時04分

(傍聴議員の質疑：松崎、渡辺議員)

再開 11時08分

<討論>

なし

<採決>

委員長

議案第7号を採決する。議案第7号を原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって、議案第7号は可決された。以上で議案第7号の審査を終了とする。

これをもって、本委員会に付託された案件の審査を終了する。以上で教育福祉常任委員会を閉会する。

閉会 11時09分